

地域審議会の設置並びにその組織及び運営の見直しについて

<見直し内容>

建設計画等の期間延長に伴い、地域審議会の設置期間を延長するとともに、定例会の開催回数を見直します。

項目	見直し前	見直し後
設置期間	平成28年3月31日まで	平成33年3月31日まで
定例会開催回数	毎年度2回開催	毎年度1回開催
委員定数	15人以内	15人以内（変更なし）

※必要な審議案件がある場合は、適宜、臨時会又は勉強会の開催は可能です。

<今後のスケジュール>

項目	平成27年度						
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11～3月
地域審議会の見直し	・地域審議会勉強会	・第1回地域審議会	・協議を変更する条例準備		・市議会議決	・委員委嘱準備	